

月 報 平成27年 3月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

1月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は150人で、前年同月比で一般が15.0%減、パートは49.2%減で、全体では25.4%の減少となった。
- ・月間有効求職者数は773人で、前年同月比で9.4%の減少となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数は265人で、前年同月比で一般求人が7.8%減、パート求人は21.4%減となり、全体として12.8%の減少となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して、建設業などが増加したものの、卸売・小売業などで減少となった。
- ・月間有効求人数は809人で、前年同月比で8.9%の増加となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数は減少、有効求人数は増加し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.18ポイント高い1.05倍となった。
なお、パートを除く一般の有効求人倍率は1.01倍、パートの有効求人倍率は1.14倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成27年1月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	150	18.1	▲ 25.4	
	うち男	73	28.1	▲ 27.7	
	うち女	75	7.1	▲ 23.5	
	年齢別	～44歳	71	4.4	▲ 34.3
		45～54歳	34	54.5	▲ 19.0
		55歳～	45	21.6	▲ 11.8
	月間有効求職者数	773	▲ 0.6	▲ 9.4	
	うち男	399	▲ 0.3	▲ 5.5	
	うち女	372	▲ 1.6	▲ 13.3	
	年齢別	～44歳	359	▲ 4.8	▲ 11.8
		45～54歳	152	3.4	▲ 19.6
		55歳～	262	3.1	1.9
求 人 関 係	新規求人数	265	▲ 22.1	▲ 12.8	
	主要産業別	建設業	50	▲ 9.1	13.6
		製造業	42	50.0	2.4
		卸売・小売業	27	0.0	▲ 20.6
		飲食店・宿泊業	60	▲ 29.4	▲ 7.7
		医療・福祉	41	▲ 56.4	▲ 6.8
	月間有効求人数	809	▲ 0.6	8.9	
就 職 関 係	紹介件数	270	45.9	▲ 16.1	
	うち男	150	47.1	▲ 13.3	
	うち女	119	43.4	▲ 20.1	
	就職件数	66	▲ 8.3	▲ 2.9	
	うち男	28	▲ 26.3	▲ 12.5	
	うち女	37	8.8	2.8	

(パートを含む)

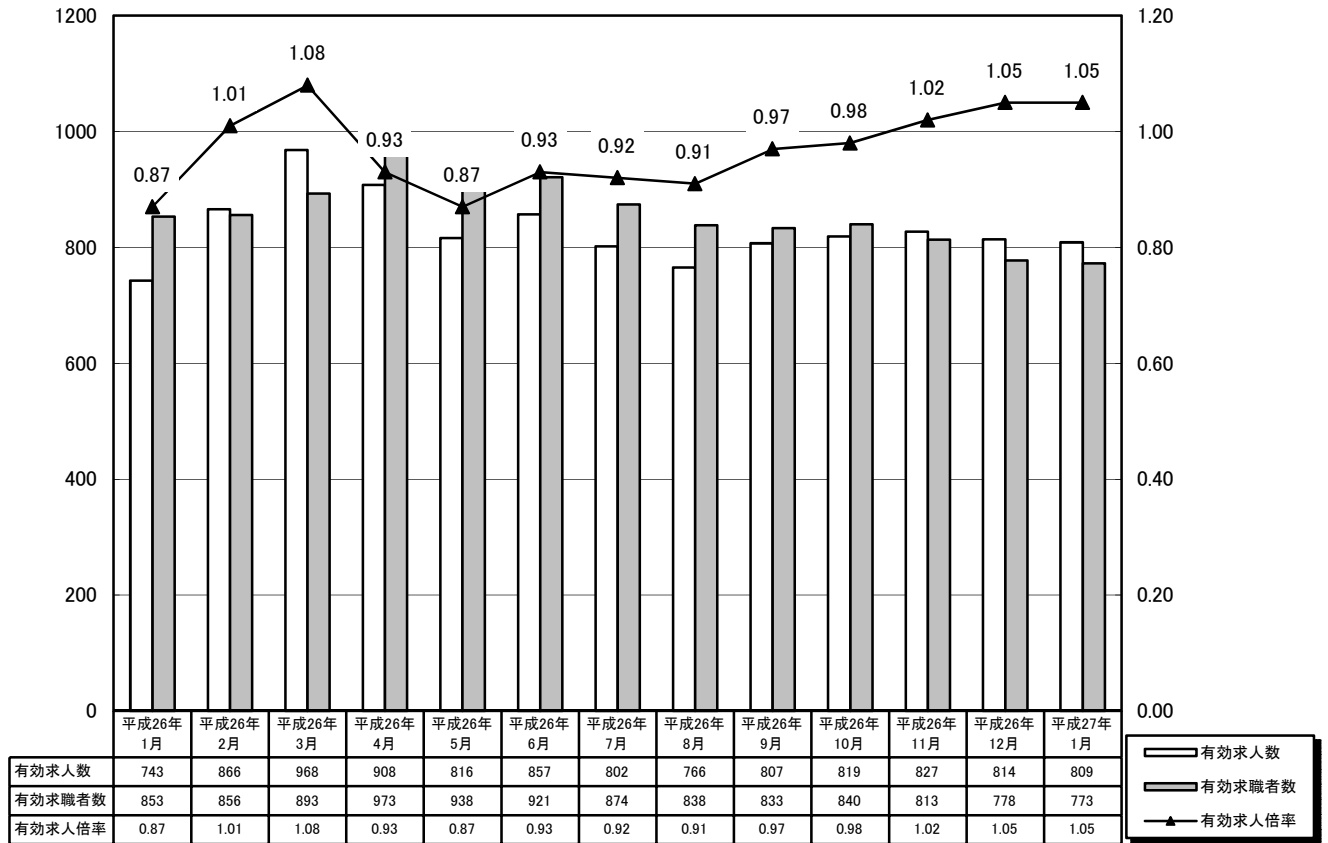
雇用保険取扱状況 平成27年1月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	779	779	777	
	資 格 取 得 者 数	116	108	145	
	資 格 喪 失 者 数	129	107	155	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	10,893	10,906	10,811	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	34	37	49
		受給者実人員	164	192	198
		支給金額(千円)	18,233	19,628	26,560
	高齢	受給者数	3	3	7
		支給金額(千円)	876	710	1,308
	特例	受給者数	10	30	10
		支給金額(千円)	1,722	5,245	1,543
	再就職 手当	支給人員	21	5	13
		支給金額(千円)	6,885	2,119	3,963

労働市場の動き（平成27年1月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



平成27年度雇用保険料率のお知らせ

平成27年度の雇用保険料率は、平成26年度と変わらず次のとおりです。

（平成27年度 雇用保険料率表）

事業の種類	負担者	②事業主負担		①+② 雇用保険料率	
	①労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

お問い合わせ先：ハローワーク白石 雇用保険係 0224-25-3107

平成27年5月1日から

「特定求職者雇用開発助成金」の支給要件を変更する予定です

「特定求職者雇用開発助成金」（特定就職困難者雇用開発助成金、高年齢者雇用開発特別奨励金、被災者雇用開発助成金）は、平成27年5月1日から、下記のように助成額や支給要件の一部を変更する予定です。今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

助成額の変更（中小企業事業主）

平成27年5月1日以降、対象労働者を雇入れる場合

リーマンショック後の雇用情勢の悪化によって、引き上げていた中小企業事業主に対する助成額を当初の額に戻します。また、障害者については、助成対象期間を延長します。

※ 中小企業以外の事業主に対する助成金の額や助成対象期間は変更ありません。

◆特定就職困難者雇用開発助成金

対象労働者		現 行		平成27年5月1日の雇入れから	
		支給総額	助成対象期間	支給総額※ ¹	助成対象期間※ ²
短時間労働者以外	高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	90(50)万円	1年(1年)	60(50)万円	1年(1年)
	身体・知的障害者	135(50)万円	1年6か月 (1年)	120(50)万円	2年(1年)
	重度障害者等(重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	2年 (1年6か月)	240(100)万円	3年 (1年6か月)
短時間労働者※ ³	高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	60(30)万円	1年(1年)	40(30)万円	1年(1年)
	障害者	90(30)万円	1年6か月 (1年)	80(30)万円	2年(1年)

◆高年齢者雇用開発特別奨励金・被災者雇用開発助成金

対象労働者	現 行		平成27年5月1日の雇入れから	
	支給総額	助成対象期間	支給総額※ ¹	助成対象期間※ ²
短時間労働者以外	90(50)万円	1年(1年)	60(50)万円	1年(1年)
短時間労働者※ ³	60(30)万円	1年(1年)	40(30)万円	1年(1年)

注：（ ）内は中小企業以外の事業主に対する支給総額・助成対象期間です。

※1,2 助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期～第6期）といい、支給総額を支給対象期に分けて支給します。

※3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

